

中国電力株式会社との安全協定に関する 取組について

防災安全部防災安全課

1. 安全協定に係る経緯

| 年月日 | 内 容 | 備 考 |
|-------------|---|------------------------------|
| H23. 1. 25 | 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定 締結 | |
| H23. 12. 25 | 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定 締結 | |
| H24. 8. 29 | 原子力安全協定の締結に関する要求書提出【周辺3市からの申入れ（1回目）】 | 周辺3市と立地自治体同様の安全協定を速やかに締結すること |
| H25. 10. 18 | 原子力安全協定の締結に関する要求書提出【周辺3市からの申入れ（2回目）】 | 同上 |
| H28. 3. 28 | 原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について 申入れ【周辺3市からの申入れ（3回目）】 | 同上 |
| H29. 2. 10 | 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定 締結 | 周辺3市連名の安全協定を締結 |
| H30. 7. 4 | 原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について 申入れ【周辺3市からの申入れ（4回目）】（参考資料1） | 周辺3市と立地自治体同様の安全協定を速やかに締結すること |

2. 中国電力株式会社からの回答（令和3年8月11日）

| |
|---|
| <p>安全協定に関する申入れに対する当社の対応</p> <p>平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に関しまして、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。</p> <p>1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。 ○ なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。 |
|---|

2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましては、原子力災害対策特別措置法における「立入調査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、要否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきまます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応をすすめさせていただくよう考えています。

回答に対する周辺3市からの意見

- 中国電力からの回答は、不十分な回答と言わざるを得ず、納得できない。引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。
- 周辺自治体の意見が反映できる仕組みが必要である。
- 「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」については、立地自治体と同様の情報入手が可能となるため、安全協定運営要綱改定の準備を進める。
- 「立入調査」及び「適切な措置の要求」については、実効性が担保できるよう明定化が必要である。

3. 中国電力株式会社からの回答（令和3年8月24日）

ご意見を踏まえた当社の対応

8月11日の協議において、出雲市、安来市および雲南市（以下、「各市」という。）からいただいたご意見を踏まえ、島根県にも協力をいただきながら検討を行い、以下のとおり、対応をとりまとめました。

1. 各市の意見が反映される仕組み

- 各市と島根県が平成25年10月29日に締結された、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書（以下、「覚書」という。）において、島根県が島根原子力発電所に関して重要な判断を行うにあたっては各市の意見を聞いていただく仕組みがあることを踏まえ、この主旨に則った会議について、島根県に、設置いただきたいと考えています。

2. 「立入調査の要請」および「措置要求の意見聴取」の規定の方法

- 覚書を改定の上、「各市が島根県に立入調査を要請いただくこと」および「島根県が措置要求の実施にあたって各市に意見を聞いていただくこと」を新たに規定していただきたいと考えています。

具体的な対応につきましては、引き続き、協議させていただきたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

回答に対する市の対応方針

- ①「事前了解」も含め、引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。
- ②そのうえで、今回、中国電力から提案のあった内容については、以下のとおり対応する。
 - ・「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」については、立地自治体と同様の情報入手が可能となるため、安全協定運営要綱改定の準備を進める。
 - ・「立入調査」及び「適切な措置の要求」については、立地自治体と同様となる提案ではないが、県を通して一定の関与が可能となるため、実効性が担保できるよう『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書改定の準備を進める。
 - ・県と周辺3市との会議の設置については、知事が周辺3市の市長から直接意見等を聞く機会を設け、従前よりも周辺3市の意見反映が期待できることから、参加する方向で進める。

4. 安全協定運営要綱及び安全協定に係る覚書の改定

上記方針に基づき、令和3年10月15日、運営要綱等の改定を行いました。
別紙1、別紙2のとおり

**島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定の運営要綱（抜粋）**

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「協定」という。）第19条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（以下略）

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡） ※下線部が追加記載した箇所

第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
- (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。

3 連絡様式は、別に定めるものとする。

（以下略）

平成29年2月10日

令和3年10月15日（一部改定）

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 島根県安来市安来町878番地2
安来市
安来市長 田中 武夫

丙 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市
雲南市長 石飛 厚志

丁 島根県松江市鹿島町片匂654番地1
中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩崎 晃

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「県安全協定」という。）について下記のとおり確認する。

記

1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（１）から（３）の手続を経ることとする。

（１）甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。

（２）甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。

（３）前号の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。

その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第 11 条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。

3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第 12 条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。

平成 25 年 10 月 29 日

令和 3 年 10 月 15 日一部改正

甲 島根県知事 丸山 達也

乙 出雲市長 飯塚 俊之

安来市長 田中 武夫

雲南市長 石飛 厚志

※下線部が追加記載した箇所